

第2回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和6年2月22日(木) 午後2時00分～午後3時00分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(16人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(2人) 8番 川上 恵、16番 荒井 喜代子 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第265号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和6年第2回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、8番 川上 恵 委員、16番 荒井 喜代子 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読、議案第2号整理番号6は令和6年2月19日付け取下願を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 2番 田中 雄二 委員、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、4番 仲澤 清一 委員をお願いいたします。
4番 仲澤 清一 委員	2月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族、兄弟。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、オクラ、キュウリ、大根、白菜、カボチャを作付予定。農業従事年数及び農業形態、約18年。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台を導入予定。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	2月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転。●●

(6番 大野 寛文 委員)	●と●●●の交換で、●●●は市が取得予定です。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、スピードスプレヤー1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田235a、畑245a、計480a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	2月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約42年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田2,063a、畑31a、計2,094a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号4番について、11番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。
11番 奥畑 智子 委員	2月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約54年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田602a、畑83a、計685a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号5番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。
12番 小川 祥一 委員	2月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第

(12番 小川 祥一 委員)	1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、洋野菜、サトイモ、ブロッコリー、スイカ、ネギ、ニンジン。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田254a、畑51a、計305a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号6番について、14番 堀江 恒夫 委員をお願いいたします。
14番 堀江 恒夫 委員	2月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約25年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約2.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田15a、畑17a、計32a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号7番について、15番 石岡 幸雄 委員をお願いいたします。
15番 石岡 幸雄 委員	2月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約45年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台。取得地への通作距離、約70m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田44a、畑5a、計49a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
15番 石岡 幸雄 委員	整理番号1番の受人は、新規就農ですか。

事務局（大橋）	非農家ですので、新規就農ではありません。自家消費分として野菜を作るそうです。 ＜ 他に質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第2号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、17番 黒須 明 委員をお願いいたします。
17番 黒須 明 委員	2月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が水路を挟んで田、西が田・畑・原野、南が道を挟んで山林、北が水路を挟んで田。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,105㎡、うちフェンス内約806㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル130枚、寸法2,279mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力71.50kW、年間発電量約7万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年3月10日から令和6年3月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和

(17番 黒須 明 委員)	5年12月18日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番、3番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	2月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が道を挟んで宅地、北が雑種地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、782㎡、うちフェンス内約699㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル160枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力92.80kW、年間発電量約9万6千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年4月20日から令和6年5月10日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年7月31日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 2月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が青地を挟んで雑種地・宅地・畑、西が水路・道を挟んで畑、南が道を挟んで田・畑、北が水路を挟んで田。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、電気工事業及び太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,188㎡、うちフェンス内約925㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。11年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル160枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力87.20kW、年間発電量約

(10 番 小川 雄三 委員)	9 万 6 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 6 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。手続きを委任された業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 5 年 8 月 30 日。法定外公共物使用許可取得済、法定外水路、令和 6 年 1 月 16 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 4 番、5 番について、5 番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5 番 興野 礼子 委員	2 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が雑種地、南が原野・道・畑、北が雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,083.15 m²、うちフェンス内約 639 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。13 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 129 枚、寸法 2,279 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 70.95kW、年間発電量約 7 万 7 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 4 月 20 日から令和 6 年 5 月 10 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 5 年 8 月 30 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。自然公園法の普通地域に該当しているが、パネル設置面積が 1,000 m²以下のため、許可・届出不要。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 2 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道・水路を挟んで田、西が雑種地、南が宅地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、

(5番 興野 礼子 委員)	転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、475.97㎡、実測、474.25㎡。うちフェンス内約405㎡。転用面積、168.00㎡、実測、381.00㎡。他事業用地、●●●、登記、307.97㎡、実測、93.25㎡。登記簿と実測で面積が異なるのは、●●●と●●●の登記簿面積あるいは公図位置が逆になって登録されていると推測されることによる。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル108枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー8基。発電出力44.0kW、最大出力62.64kW、年間発電量約6万8千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年4月20日から令和6年5月10日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年11月30日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
14番 堀江 恒夫 委員	整理番号5番について、他の土地を利用しなくても申請地へ進入できるんですか。
5番 興野 礼子 委員	隣接地である●●●の宅地も事業用地となっているので問題なく進入できます。
4番 仲澤 清一 委員	整理番号1番について、土地改良等の事業は全く関係ないということでしょうか。
事務局長（相ヶ瀬）	土地改良は上の土地なので、今回の申請地は関係ありません。
議長	●●●地区担当 19番 塩野目 富夫 委員、何かありますか。
19番 塩野目 富夫 委員	特に問題ないと思われます。
議長	●●●地区担当 11番 奥畑 智子 委員、何かありますか。
11番 奥畑 智子 委員	特に問題ないと思われます。

議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に事務局から説明があります。
事務局長（相ヶ瀬）	今回の案件は令和5年11月に受付したのですが、他の所有者の土地から宅地へ進入することになっていたため保留としておりました。令和6年1月になっても申請人から連絡がなかったので再度確認したところ、ひとまず空き家バンクに農地付き物件として載せたいので、空き家に付属した農地として指定してほしいとのことでした。そのため、先月、会長、担当農業委員、推進委員と事務局で現地調査を行ったところ、車両が進入できる道が南側にあるようでしたので今回の審議案件としました。
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、17番 黒須 明 委員をお願いいたします。
17番 黒須 明 委員	1月19日、担当推進委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号、整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、未登録。登録予定住所、●●●。添付書類の有無、案内図、あり。登記簿謄本、あり。公図（写し）、あり。農地の状況、耕作、可。面積要件、問題なし。その他 登録予定住所に接していない農地、今回申請にはなし。指定申請理由、申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請に至った。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり指定することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、11番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。
11番 奥畑 智子 委員	2月15日に、事務局と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和3年9月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成元年頃には既に樹木等が繁茂し山林の状態で、現在に至る。直近の利用状況調査結果、●●●、●●●、●●●、●●●は該当なし。●●●はB分類。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >

議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかと諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第265号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第265号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第265号）については、新規8件、更新16件です。利用権の設定を受ける者15名、利用権を設定する者22名です。利用権の設定面積は、178,542㎡です。令和5年度累計は、1,204,571㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年2月29日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第263号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいかと、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第265号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3時 00分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和6年2月22日 議 長 2 番 3 番
-----------	--